

西栗倉村空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下、「法」という。）第23条第1項の規定に基づき西栗倉村が行う空家等管理活用支援法人（以下、「支援法人」という。）の指定等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）を村長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

3 第1項に規定する指定の申請は、本村又は既に指定を受けた者につき支援業務の実施が困難となった場合において受け付けるものとし、その受付期間は、村長が別に定めて公表するものとする。

(支援法人の指定)

第3条 村長は、空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）の提出があった場合は、速やかにその申請内容を審査し、その内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を指定法人として指定するものとする。

- (1) 前条第3項に規定する受付期間中に申請があつた者であること。
- (2) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図ることを主たる活動とする会社であること。
- (3) 第9条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものでないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という。）が、その事業活動を支配するものでないこと。
- (5) 役員が次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
- (6) 申請年度の前年度において、村内における空家等に関する事業の実績があること。

- (7) 主たる事務所が村内に所在すること。
 - (8) 支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
 - (9) 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
 - (10) 支援業務以外の業務を行っている場合は、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - (11) 村税等の滞納がないこと。
- 2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年間とする。
- 3 村長は、空家等管理活用支援法人指定（更新）審査結果通知書（様式第2号）により、申請者に対し、第1項に規定する審査の結果を通知するものとする。
(指定の有効期間及び更新)

第4条 支援法人は、前条第1項に掲げる要件を満たしている状況にあって、引続き指定を受けようとする場合は、指定の有効期間満了の日の2か月前から1か月前までの間に指定の更新申請をしなければならない。

- 2 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第2条第1項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、前条第1項各号列記以外の部分中「指定する」とあるのは「指定を更新する」と、同条第2項中「指定の日から」とあるのは「指定の更新の日から」と読み替えるものとする。

(名称等の変更)

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 支援法人は、その業務を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を村長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第5号）により村長に届け出るものとする。

- 2 村長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第7条 支援法人は、事業年度開始前に、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を村長に提出するものとする。

- 2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を村長に提出するものとする。

(改善命令)

第8条 村長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第9条 村長は、法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第

3条の規定による指定を取消すことができる。

2 村長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第6号）により当該支援法人に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。